

平成31年 第1回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成31年1月10日(木) 午前9時30分～10時10分
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	11名
4. 出席した委員(9名)	2番 齋藤勝義 3番 齋藤文男 4番 佐藤直 5番 森 榮一 6番 巴 朋之 7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江 9番 加藤朋光 10番 伊東正志 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤盛雄)
5. 欠席した委員(0名)	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	6番 巴 朋之 7番 佐藤久美子
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司 副主幹班長 小森 俊英 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について ・・・【13件】
議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【2件】
議案第2号	農地法第3条の規定による賃借権設定について ・・・【1件】
議案第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ・・・【11件】

議案第 4 号

にかほ市農業振興地域整備計画変更案に対する意見について
・・・【1件】

議案第 5 号

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）の設定
について

◆事務局長

おはようございます。ただ今より、平成 31 年第 1 回にかほ
市農業委員会総会を開会致します。

はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

（開会 午前 9 時 30 分）

◇会長

【 会長挨拶 】

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者の報告します。本日欠席の届
け出はありませんでした。

ただ今の出席委員は、委員総数 11 名中 11 名です。出席委
員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたし
ました。

◇議長

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

6 番巴委員、7 番佐藤委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第 2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませ
んか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長

日程第 4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第 5 議案審議に入ります。

報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解
約）について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書4頁です。報告第1号-1につきましては、貸人の都合による合意解約であります。

報告第1号-2につきましては、農地転用計画対象地のため、合意解約するもので、当該地は農振地域内農地であり、今回の議案第4号において計画の変更案の中にも含まれております。

報告第1号-3につきましては、受人の体調不良による合意解約であります。

報告第1号-4につきましては、減反借入分について双方合意のうえ解約するものであります。

報告第1号-5につきましては、新たな借地希望者からの借入申込があり、双方合意のうえ解約するものであります。解約した農地につきましては農地法第3条による賃借権の設定として、議案第2号に上程されております。

報告第1号-6につきましては、減反借入分について双方合意のうえ解約するものであります。

報告第1号-7につきましては、減反借入分について双方合意のうえ解約するものであります。

報告第1号-8につきましても、減反借入分について双方合意のうえ解約するものでありますが、解約した農地につきましては新規の賃借権の設定として、議案第3号-5に上程されております。

議案第1号-9につきましては、所有権移転するための合意解約であります。所有権移転につきましては議案第1号-1に上程されております。

報告第1号-10と11につきましては、貸人が同一であり、いずれも所有権移転するための解約であります。解約した農地につきましては全て議案第3号-11において、秋田県農業公社への所有権移転として上程されております。

報告第1号-12につきましては、受人の経営規模縮小に伴う合意解約であります。

報告第1号-13につきましては、祖父からの使用賃借権の設定でありましたが、農地を譲り受け、登記名義を変更することによる合意解約であります。解約した農地につきましては、所有権移転として議案第1号-2に上程されております。

◇議長

報告第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇森榮一委員

ただ今の説明の中で、減反借上げ分についての解約ということで、当然双方納得の上での解約ということでしょうが、農地

の状況としては、どのような状況になっているのでしょうか。例えば、しっかり管理されている状況か、或いは、行き届いていない状況のものもあるのか、いかがでしょうか。

◆事務局班長

農地の状況については、確認しておりません。

◇森榮一委員

双方合意とはいえ、ある程度整理した状況で戻すのが当然と思いますので、そういった場合の状況の確認も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長

減反の割り当てが無くなったということで、このようなケースが増えてきており、状況の確認が必要かとも思いますが、双方合意ということですので、受け入れなければならないかと思っておりますので、場合によっては、農地パトロール等での確認ということも考えられますので、よろしくお願いいたします。

◇議長

他に、質問等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

他に質問、ご意見等無いようですので、報告第1号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第1号について一括して説明します。議案書7頁です。議案第1号-1につきましては、報告第1号-9の合意解約に基づく所有権移転であり、金額は全部で■■■■■■円となっております。

議案第1号-2につきましては、報告第1号-13の合意解約に基づく所有権移転であり、祖父から孫への贈与であります。

どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第1号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見

はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、始めに議案第1号-1について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第1号-2について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第2号農地法第3条の規定による賃借権設定の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第2号について説明します。議案書8頁です。議案第2号につきましても、報告第1号-5の合意解約分を含めまして、貸人高齢化による経営規模を縮小するための賃借権の新設であります。受人の経営状況と契約内容は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第2号について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書9頁です。市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が11件でありまして、賃借権の新規が4件、再設定が6件、所有権移転が1件で、利用権設定の総面積は95,918㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは議案書10頁からです。

議案第3号-1から4は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第3号-5と6は、いずれも新規の賃借権の設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第3号-7と8は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第3号-9と10は受人が同一であり、いずれも新規の賃借権の設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第3号-11は、秋田県農業公社を通しての売買並びに所有権移転であります。売買価格は、全部で■■■■円となっております。

◇議長

議案第3号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇伊東正志委員

11について、総額■■■■円ということですが、10アールでは、いくらになりますか。

◆事務局長

約■■■■円位になるかと思えます。

◇議長

暫時休憩します。

(午前9時48分)

◇議長

再開します。

(午前9時53分)

他に、質問等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

他にご質問、ご意見等無いようですので、議案第3号について原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第3号について原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次に議案第4号にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書18頁です。議案第4号は、農業振興地域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものでありまして、目的は誘致企業の立地造成のためであります。申請地の地番、地目、面積を議案書23頁に、そして24頁に位置図を掲載しておりますのでご確認下さい。

また、議案書22頁に農用地利用計画変更要件検討表がありますが、申請地は火山泥流による小丘が複雑に入り組んでおり、かつ湿田地帯でもあることなどから、これまで営農の大規模化や集団化が進まず、現在では遊休農地化等も懸念されている状況です。一方、変更理由であります企業立地の規模としては適当であり、他の候補地も検討しましたが条件を満たす土地が他になく、除外に伴う周辺への影響及び農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められるとの事であります。

◇議長

議案第4号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長

暫時休憩します。

(午前9時58分)

◇議長

再開します。

(午前10時5分)

ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等無いようですので、議案第4号については

変更案に同意することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議ない旨の意見書を提出することといたします。

◇議長

次に議案第5号農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書25頁です。

農地法第3条第2項第5号の規程による下限面積（別段の面積）について、にかほ市全域を対象として10アールに設定するものであります。

提案理由としましては、農地の有効利用を図る観点から、耕作意欲のある新規就農者の参入を促し、また耕作放棄地の解消と発生未然防止に視するためであります。当案件につきましては、昨年8月の農地利用最適化推進委員との合同総会において、検討することを提起し、同じく12月の合同総会において検討を行い、農業委員会としての全体的な意見の集約を頂いたところであります。

面積要件緩和に伴う懸念事項も無いわけではありませんが、耕作意欲のあるものの新規参入の促進を図ることと、更には遊休農地の解消等も望めることなどから、下限面積をにかほ市全域を対象として10アールに設定するものであります。

なお、施行月日につきましては、現在相談事例等もあると思っておりますので、また、告示の準備等もありますので、平成31年2月1日施行ということにしたいと思っておりますので、併せてご審議をお願い致します。

◇議長

議案第5号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長

前回の合同総会の中で、一気に10アールまで緩和することに早いのではといった意見もございましたが、いろいろ意見を交わす中で、概ね皆さんから10アールでも良いといった状況になりましたので、10アールとすることで議案を提出しております。

◇議長

ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見無いようですので、議案第5号について原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、議案第5号について原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時10分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成31年1月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 6 番

委 員 7 番